

環境福祉委員会会議記録

環境福祉委員会委員長 神崎 浩之

- 1 日時
令和2年9月8日（火曜日）
午後1時47分開会、午後3時35分散会
- 2 場所
第5委員会室
- 3 出席委員
神崎浩之委員長、岩城元副委員長、名須川晋委員、千葉伝委員、米内紘正委員、小野共委員、佐々木努委員、千田美津子委員、木村幸弘委員、小林正信委員
- 4 欠席委員
なし
- 5 事務局職員
鈴木担当書記、福土担当書記、及川併任書記、中田併任書記、後藤併任書記
- 6 説明のために出席した者
 - (1) 環境生活部
藤澤企画理事兼環境生活部長、小島副部長兼環境生活企画室長、
佐々木環境担当技監兼廃棄物特別対策室長、高橋若者女性協働推進室長、
高橋環境生活企画室企画課長、新沼県民くらしの安全課総括課長、
佐藤県民くらしの安全課食の安全安心課長、
藤本県民くらしの安全課消費生活課長、
高田若者女性協働推進室特命参事兼連携協働課長
 - (2) 保健福祉部
野原保健福祉部長、下山副部長兼保健福祉企画室長、
工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監、
中里子ども子育て支援室長、大内保健福祉企画室企画課長、
吉田保健福祉企画室特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監、
阿部地域福祉課総括課長、小川長寿社会課総括課長、
菊池障がい保健福祉課総括課長、浅沼医療政策室特命参事兼医務課長、
鎌田医療政策室特命参事兼地域医療推進課長、
日向子ども子育て支援室特命参事兼次世代育成課長
 - (3) 医療局
熊谷医療局長、三田地医療局次長、小原医療局次長、高橋医師支援推進室長、
鈴木経営管理課総括課長、一井職員課総括課長、久慈医事企画課総括課長、

佐藤業務支援課総括課長、菊地医師支援推進室医師支援推進監、
千田医師支援推進室医師支援推進監

7 一般傍聴者

1人

8 会議に付した事件

(1) 環境生活部関係審査

(議案)

議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第2項 県民生活費

第4款 衛生費

第2項 環境衛生費

(2) 保健福祉部関係審査

(議案)

議案第1号 令和2年度岩手県一般会計補正予算(第4号)

第1条第2項第1表中

歳出 第3款 民生費

第1項 社会福祉費

第3項 児童福祉費

第4款 衛生費

第1項 公衆衛生費

第4項 医薬費

(3) 医療局関係審査

(議案)

議案第2号 令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算(第3号)

9 議事の内容

○**神崎浩之委員長** ただいまから環境福祉委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により議案の審査を行います。

初めに、環境生活部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算(第4号)第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ環境生活部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小島副部長兼環境生活企画室長** 環境生活部関係の新型コロナウイルス感染症対策補

正予算について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第4号）のうち、当部の補正予算は、第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、3款民生費、2項県民生活費の8,634万3,000円の増額と、4款衛生費、2項環境衛生費の1,716万4,000円の増額は、合わせまして1億350万7,000円を増額しようとするものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、事業ごとの金額の読み上げは省略し、補正の内容について御説明申し上げますので、御了承願います。

それでは、予算に関する説明書の19ページをお開き願います。3款民生費、2項県民生活費、1目県民生活総務費であります。右側の説明欄、いわて県民情報交流センター管理運営費は新型コロナウイルス感染症の影響による施設利用者の減少により、利用料金収入が減少しているいわて県民情報交流センター——アイーナの指定管理料の増額を行おうとするものであります。

その下、特定非営利活動法人感染症対策支援事業費は、新型コロナウイルス感染症により活動に影響を受けている特定非営利活動法人に対し、感染拡大防止に要する経費について、1法人当たり10万円を上限に補助するとともに、新しい生活様式に対応した活動への転換のための支援を実施しようとするものであります。

続きまして、23ページをお開き願います。4款衛生費、2項環境衛生費、3目環境衛生指導費であります。右側の説明欄、生活衛生営業指導センター経営指導事業費補助は、生活衛生関係営業所を対象として公益財団法人岩手県生活衛生営業指導センターが行う業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する指導、助言等に要する経費を補助しようとするものであります。

その下、建築物環境衛生指導費は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために有効とされる換気に関して、飲食店等に対する指導、助言を行うために、空気環境測定機器の購入など、体制の整備を行おうとするものであります。

その下、動物愛護管理推進事業費は、飼い主の新型コロナウイルス感染症への感染による入院等により、飼養することが困難となったペットの一時預かりのため、現状において感染防止等に必要な資材を購入しようとするものであります。

以上が今回の新型コロナウイルス感染症対策に伴う環境生活部関係の補正予算の概要であります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○神崎浩之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって環境生活部関係の議案の審査を終わります。

環境生活部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、保健福祉部関係の議案の審査を行います。議案第1号令和2年度岩手県一般会計補正予算（第4号）第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第3款民生費及び第4款衛生費のうち、それぞれ保健福祉部関係を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**下山副部長兼保健福祉企画室長** 保健福祉部関係の補正予算案について御説明申し上げます。

議案（その1）の3ページをお開き願います。一般会計補正予算（第4号）のうち、当部関係の歳出補正予算額は、3款民生費中1項社会福祉費と3項児童福祉費の計35億4,619万円余、4款衛生費中1項公衆衛生費と4項医薬費の計142億9,410万円余、5ページに飛んでいただきまして、13款諸支出金3億4,929万円余のそれぞれ増額でありまして、総額は181億8,960万円余の増額補正となり、補正後の当部関係の歳出予算総額は1,741億4,453万円余となるものであります。

補正予算の内容につきましては、便宜予算に関する説明書により御説明申し上げますので、恐れ入りますが、説明書の17ページをお開き願います。

社会福祉総務費の右側説明欄、保護施設等感染症対策継続事業費補助は、保護施設における継続したサービスの提供を支援するため、感染症対策に係る物品の購入等に要する経費に対し、補助しようとするものであります。

障がい者福祉費の二つ目、障害者支援施設等感染症対策継続事業費は、当該施設等における感染症対策のため、県において衛生用品を備蓄しようとするものであります。施設利用者や患者と接した職員等に対する慰労金給付につきましては、障がい者支援施設は新型コロナウイルス感染症対応慰労金給付事業費、また介護施設関係はこのページの一番下になります老人福祉費の同じ事業名でございます。

それから、24ページに飛んでいただきまして、医療機関関係でございますが、医務費になります。上から三つ目の同じ事業名となっております、それぞれ対象者数の増加などに伴い、給付金に要する経費を増額しようとするものであります。

恐れ入りますが、また17ページにお戻りいただきまして、障がい者福祉費の一番下、障害福祉サービス事業所等利用再開支援事業費補助と老人福祉費の二つ目になります介護サービス事業所等利用再開支援事業費補助は、それぞれ在宅サービス事業所等による

サービス利用休止中の利用者への利用再開支援、感染症対策徹底に向けた環境整備に要する経費に対し、補助しようとするものであります。

老人福祉費の一番上になりますが、介護施設等衛生環境緊急確保事業費補助は、介護施設等における簡易陰圧装置等の設置に係る経費に対し、補助しようとするものであります。

その二つ下の介護サービス事業所等感染症対策継続事業費は、介護サービス事業所等における継続したサービスの提供を支援するため、感染症対策に係る物品の購入等に要する経費に対する補助であり、所要額を増額しますとともに、県において衛生用品を備蓄しようとするものであります。

18 ページに参りまして、社会福祉施設費のふれあいランド岩手管理運営費、恐れ入りますが、20 ページに進みまして、このページの一番下になります児童福祉施設費のいわて子どもの森管理運営費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、利用料金収入の減少及び管理費の増加が生じたそれぞれの指定管理者に対しまして、指定管理料を増額しようとするものであります。

児童福祉総務費の三つ目、児童養護施設等衛生用品緊急調達事業費は、児童養護施設等における個室化改修等のかかり増し経費に対する補助であり、所要額を増額しようとするものであります。

その二つ下の医療的ケア児等感染症対策支援事業費補助は、両親などが感染した場合に医療的ケア児等を短期入所事業所で受け入れるため、必要となる経費に対し補助しますとともに、市町村において医療的ケア児等に非常用発電機の貸し出しを行うために必要となる経費を補助しようとするものであります。

母子福祉費のひとり親世帯臨時特別給付金給付事業費は、低所得のひとり親世帯を支援するための特別給付金の支給について、支給対象者の増加に伴い、所要額を増額しようとするものであります。

恐れ入りますが、22 ページに飛んでいただきまして、予防費の一つ目、感染症予防費は、濃厚接触者の検体採取の医療機関への委託やPCR検査の民間検査機関への委託に要する経費について、所要額を増額しようとするものであります。

その二つ下の感染症等健康危機管理体制強化事業費のうち、新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助は、新型コロナウイルス感染症患者を受け入れる医療機関において、患者の受け入れ体制を整備するため、病床確保料として補助するものであり、10 月末までとしていた確保期間を3 月末まで延長したほか、重点医療機関等の指定やフェーズ進展時に速やかに病床を確保するための準備病床等に要する経費に対し、補助しようとするものであります。

次の新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助は、入院医療機関等における設備機器等の整備に要する経費に対する補助であり、所要額を増額しようとするものであります。

精神保健費の精神保健福祉管理費は、感染拡大防止を目的として自立支援医療、精神通院の受給者証の有効期間が延長されたことから、その発行システムの改修を行おうとするものであります。

恐れ入りますが、24 ページに飛んでいただきまして、医務費の四つ目になります、ビッグデータ活用による健幸づくりいわてモデル構築事業費は、診療記録などを自分のスマートフォンから見るができるようにするパーソナルヘルスレコードの導入実証と、歩数など活動記録のスマホビッグデータを活用した実証等により、健康づくりの促進を図るいわてモデルを構築しようとするものであります。

その下の医療的ケア児等オンライン診療体制構築事業費は、医療的ケア児が通院している医療機関のオンライン診療体制を構築しようとするものであります。

保健師等指導管理費の一つ目、看護職員確保対策費は、看護師養成所が医療機関等での臨時実習のかわりに実施する学内演習に必要な資機材の整備等に要する経費について、所要額を増額しようとするものであります。

恐れ入りますが、44 ページに飛んでいただきまして、県立病院等事業会計負担金は、医療局が行うオンライン診療とデジタル化の推進に要する経費等に対し、負担しようとするものであります。

以上で保健福祉部関係の補正予算案の説明を終わります。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○**神崎浩之委員長** ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

○**名須川晋委員** 1点お伺いしたいと思います。

7月29日に第1例目の患者さんが発生しまして、この1カ月強の中で23例出ております。報道等によれば患者さん、所属している組織、会社等々へ中傷等々があるということですが、今回そうした対策のための予算措置がないのかどうか、知事は記者会見で鬼になる必要があるということで、誹謗中傷には厳格に臨むといったお考えを表明していたわけでございます。例えば北上市でしたか、会社のほうにかなりの中傷やら苦情の電話があったことから、お花が届けられたという美談が全国的な話題になりました。また、遠野市では個人の家から出たということで、差別とか、いじめのような問題がこれから発生してくるのではないかと懸念しております。そろそろ感染した方々も退院をするでしょうから、しっかりとトレースをして、対応していくことが必要だと思うのですが、どのようにお考えなのでしょう。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** 御指摘のような中傷、あるいは会社に対する電話、そういったことがあったことは承知しております。北上市というか、盛岡市だったと思います。こういったことに対して、予算上の措置はなかなか難しいわけですが、それぞれの市町村においては各首長が冷静な対応をお願いする旨のメッセージを発したり、知事ももちろんですが、しっかりとした対応をすとお話をされており、私どものほうにも例えばSNS上での誹謗中

傷といったものがあつた場合には、記録をとっておいて報告するように指示を受けております。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症に感染してしまった患者さんなのだということを私どもが県民の皆さんに、あるいは報道機関の皆様にお伝えして、温かい心で、そしていたわりの心を持って接していただく、あるいは対応していただくようお願いするということが第一と考えております。その上で会社であつたり、患者さん個人について思いを寄せていただきたいと考えているところでございます。

○名須川晋委員 それはそれでよろしいと思ひますが、それぞれの自治体にお任せをするということになるのでしょうか。それぞれのケースがありますから、退院をされる前もですけれども、退院をされた後、その地域で働いて生きていく中で、不都合が生じないかということもしっかりと把握し、そこに対する相談体制の整備をしていく必要があるのではないかと思います。精神的なサポートを含め、そういうところまでしていかないと、引っ越しをしてしまうことになりかねない、言葉は悪いのですが、村八分というような結果になる危険性がかなりあると思ひておりますので、そうならないようにそれぞれの患者さんの事例、途中経過とかその後まで把握した対応が必要だと思ひますが、もう一度お答えいただけますでしょうか。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 御指摘のとおり、こういった患者さんに対する対応というのは、第一義的に保健所が対応しております。市町村については、保健所から連絡をして、あるいは御協力をいただいているような対応になっておりますので、患者さんの対応、ウイルスの検出がされて以降、どのような形で入院をするのか、あるいは入院した後、退院した後のフォロー等々についても保健所がしっかりと対応していくことになっておりますので、引き続き保健所のほうで対応をさせていただきたいと思ひております。

○米内紘正委員 私からは、慰労金の給付事業についてお伺いいたします。先ほど本会議の一般質問質疑でも出ておりましたけれども、補正予算のほうで新しく対象になった方が医療機関、介護施設、障がい者支援施設を含めると大体約4万人ほどふえたということでございます。この入院医療機関の中で、10日間以上勤務した医療従事者ということが書かれておりますけれども、この医療従事者というのは具体的にどういった職種の方かというのをまずお答えいただけますでしょうか。

○浅沼特命参事兼医務課長 対象となる医療従事者でございますけれども、基本的に医療機関ごとに対象になっておりまして、患者と接する業態、患者というのは新型コロナウイルス感染症の感染者に限らず、一般の患者さんに対応するような職種の方が対象となっておりますので、医師や看護師はもちろんですが、事務職員など患者に対応するような方も全て対象となっております。

○米内紘正委員 それでは、その医療従事者の中に病院の薬剤師の方は入っていらっしゃいますか。

○**浅沼特命参事兼医務課長** 薬剤師も含めて、個別の医療機関の勤務状況によって全く患者と接することのない、内部調剤のみしかやらないというような形態があれば、その方は対象になりませんが、一般的に患者と対応し得るような方は対象となっております。

○**米内紘正委員** 基本的に病院薬剤師の方も患者さんと接する機会はあると思うので、対象になっているかと思います。

もう一点、介護施設あるいは障がい者支援施設の業務受託者の方も対象になるというお話が先ほどありましたけれども、例えば介護施設、介護老人保健施設とか、そこに薬の調剤をしに行く薬剤師の方というのは対象になるということですか。

○**小川長寿社会課総括課長** その薬剤師の方が施設からの委託を受けているような形であれば、先ほどの業務受託のほうに入りますけれども、薬局としてといたしますか、病院としてといたしますか、医療機関として介護を受けている方との接触があつてという要件とか、期間内に10日以上勤務しているという要件を満たせば該当になってくるということですのでございます。

○**米内紘正委員** 業務受託しているところもあつて、入所の方と接する薬剤師というのも結構いると思いますので、そうすると対象になってくるのかなと思います。

ここで一つお聞きしたいのですけれども、通常の保険薬局の薬剤師の方は今回は対象になっていないということでしょうか。

○**大内企画課長** 対象になっておりません。

○**米内紘正委員** ちょっとこのロジックというか、整合性のところで確認をしたいのですけれども、一般的に保険薬局というと病院に行った方がそのまま薬局に行き、薬剤師の方は窓口で対応されるわけですのでございます。多い薬局でいうと300人とか、400人を7人、8人で対応しているということですのでございます。なぜ患者様への対応、接触する機会が多い保険薬局の薬剤師にこの慰労金が給付されないのか、何か理由があるのでしょうか。

○**大内企画課長** 今般の国の新型コロナウイルス感染症の包括交付金事業におきましては、慰労金の給付対象として調剤薬局は含まれていないということもありまして、本県では給付対象としていないということでもあります。

○**米内紘正委員** 確かに国の交付金事業の対象となっていないのですけれども、秋田県など独自に給付をしているところがあるわけですのでございます。では、岩手県にどれほど薬剤師の方がいらっしゃるのかというと、大体2,000人弱、1,800人ぐらいですかね、2,000人いないぐらいだと思います。今回対象となった方が医療機関、介護施設、障がい者支援施設、全部で約13万人ぐらいいるようなので、ここの保険薬局に関してはやっぱり整合性という意味で考えると、ぜひ県のほうで独自に考えていただけたらと思っているのですけれども、部長いかがでしょうか。

○**野原保健福祉部長** 調剤薬局に勤められている薬剤師さんも医療従事者として新型コ

コロナウイルス感染症、また一般の医療提供に多大なる貢献をいただいているというのは承知しております。例えば、先ほど本会議でも答弁いたしました保育士さんについても国のほうに認めてほしいとお願いをしながらも対象となっております。我々もどこで線を引くのか、貢献されている多くの業種の方々がおられます。医療従事者、薬剤師さん、そのほかの業種もございます。どこで線を引くのかという部分、非常に議論もいたしました。その中でまずは、やはり患者さんに濃厚接触といいますか、一番密に接するところにきちっとやっていこうという考え方で進めさせていただきました。また、国の考え方、国で線を引いたという理解をしていますけれども、やはり財源として国の交付金等を活用しなくてはならないという現実も踏まえまして、そういった点から、こういった整備をさせていただいたところがございます。

○米内紘正委員 先ほど最初に質問した病院薬剤師の方や老人保健施設に処方指導をしに行っている方はもらえる、でも、薬局の窓口で対応しているともらえないということになると、整合性のロジックがとれてこないというところがございます。

もちろん線引きは難しいと思いますが、いずれ例えば保育士さん、学童保育の方に広めていくなど必要だと思いますが、そのときに何か違和感のあるような形にならないとか、そういう形で独自に改めて考えていただけたらと思います。

済みません、あともう1点だけ質問させていただきます。新規のビッグデータ活用による健幸づくりいわてモデル構築事業費なのですが、こちらの進捗状況といえますか、どういった形で進んでいて、どういったスケジュール感で、どういった成果物ができ上がるのかというところについてお知らせください。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 ビッグデータ活用による健幸づくりいわてモデル構築事業でございますが、まだ補正予算成立前でございますので、正式には着手はしていないわけですが、内々で若干打診をしております。この事業は、二つの事業に分かれまして、一つは市町村を対象としたモデル事業でございます。もう一つは、スマートフォンのビッグデータを活用した事業でございます。

市町村のほうにつきましては、内々に一緒にやってみませんかということで打診をしております。県と特定の町との間で事業を進めていこうという打ち合わせをしているところがございます。

それから、二つ目のスマホビッグデータ実証事業につきましては、県と、それから民間の研究機関、そして民間の事業者とのコラボレーションで行う事業でございます。スマートフォンに特定のアプリケーションを導入して、個々人の行動状況、例えば歩数ですとか、歩行速度、外出時間といったデータを収集いたしまして、それに応じて専門家からアドバイスを受けるという事業となっております。

そういったシステム的な部分について打ち合わせを進めているところがございますが、まだ契約になっていないというものでございます。

いずれにしても、個々の人の行動変容につなげることを目的にしております、一人一人がそういったデータを自分の中に取り込むことによって、アフターコロナに向けもっと健康に過ごしていくというような気づきですとか、行動につなげようというような中身を目指しているところでございます。

○**米内紘正委員** このスマホビッグデータのほうなのですけれども、例えば歩数とかのバイタルデータは今でもアプリだったり、スマートウォッチとかでとれるわけですが、そこで県がやる意義というか、県としてプラスアルファで、例えばそこにどういった情報を入れ込んでいくことを考えているのか、バイタルデータだけだったら民間のほうで全部成り立ってしまうので、どういう連携を考えているのか教えてください。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** このようにバイタルデータにプラスして専門家の方々からのアドバイス、あるいはほかの方々と、自分では対比できないのですけれども、専門家の方々がほかの方々と対比上で、もう少し外出の頻度を上げましょうとか、そういったようなアドバイスを送れるというあたりが今回のこの事業のみそになるのではないかと考えております。

○**米内紘正委員** その県が持っているデータや、国民健康保険が持っているデータ、全国健康保険協会が持っているデータ、健康診断のデータとか、そういうところとの連携は今のところは考えていないということなのですか。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** 今回の事業につきましては、いわゆるレセプトデータですとか、健康診断のデータ、これは匿名化されたデータになりますので、それとの連結はまだ時期尚早と考えております。あくまでも個々の方々のデータということですので、それぞれ個々に応じた助言がいただけるという中身でございます。

○**木村幸弘委員** 私からは、医療的ケア児感染症対策支援事業費補助の関係ですけれども、改めて具体的な内容についてですが、説明を聞きますと、いわゆる短期入所事業所へ受け入れるために必要な経費の補助ということなのですか、この短期入所事業所というのはどういうところを対象としたイメージになっているのか、あるいは具体的にどこになるのか、その辺のことについて聞かせていただきたいと思っております。

○**菊池障がい保健福祉課総括課長** まず、短期入所事業所とはどういうものかということですが、今回のように在宅で医療的ケア児等を見ている方が感染して、見る人がいないといったようなとき、あるいは病気になったりとか、旅行等により一時的に医療的ケア児の方を預かるところが短期入所事業所ということで、主には障がい者の支援施設、入所施設であったり、介護老人保健施設、それから病院等が指定を受けておまして、県内では87事業所となっているところでございます。

今回の事業の内容についてですけれども、医療的ケア児は基礎疾患を有しておまして、万が一感染した場合、重症化するおそれがありますので、濃厚接触者となった医療的ケア児の受け入れ先につきましては、病院で短期入所の指定を受けている事業所を中

心にいたしまして、今回の補助事業を活用して感染防止設備の充実を図っていただき、受け入れに協力いただきたいと思います。と思っています。

○木村幸弘委員 わかりました。いずれ特別なさまざまな配慮等をしながら、しっかりと受け入れ体制を整えていかなければならない状況でありますから、そういった意味で十分に安心できるような体制と、その受け入れの能力がバックアップされるようお願いしたいと思います。

もう一方で、議会で設置している災害対策連絡本部会議で、議員から執行部に対してさまざまな情報提供を求める質問などが行われているわけですが、その中で小林委員から、今回の県内の感染者の例を捉えて、母親等が重症になった場合に、その娘さんの面倒が見られなくなった場合に県としてどのような対応を考えているのかという質問がありました。執行部からは、親類等看護できる関係者がいない場合には、児童相談所が一時保護すると回答をいただいているのですけれども、改めて感染症対策の取り組みの中で、児童相談所で一時的に受け入れることが果たして可能なかどうか。今の児童相談所の体制やさまざまな状況から見たときに、一般的に児童相談所で受け入れる虐待等を受けた子供さんたちを受け入れる体制と違って、この新型コロナウイルス感染症の感染によって親御さん、あるいは親戚等が見られないということで児童を受け入れるということになると、別な意味で一緒にそこを取り扱う形がいいのでしょうか。

それから、もう一点は、先般マスコミでも報道されておりましたけれども、陸前高田市で独自に同居家族の施設受け入れのための体制を整えたということが報じられておりました。そういう意味でいうと、児童相談所も一つの考え方としてあるのかもしれませんが、県内のそれぞれの市町村との連携からいえば、児童相談所に限らず、地域的な事情や、あるいは子供さんの通学やさまざまな事情等を考えると、それぞれの市町村単位で受け入れ体制をしっかりと確保していくというのが本来あってしかるべきではないかと思っています。そういう意味で、児童相談所にかかわって何でもかんでもそこにまた頼みの綱のようにしてお願いをしていくということだけではなくて、きちっとした受け入れ体制を県内の市町村レベルの中で備えていくという考え方が重要ではないかと思うのですけれども、その点についてお伺いしたいと思います。

○中里子ども子育て支援室長 新型コロナウイルス感染症への感染により、親御さんが入院されて、養育者がいないというような場合の児童についてでございますが、保健所において同居していた子供の入院措置、そして自宅、宿泊での療養待機が可能かどうかなど検討が行われて判断されるものでございます。それで、子供のみ自宅で療養すると判断がなされた場合には、可能な限り親族による養育が図られるように調整をいたしますが、養育可能な親族がいない場合には、やはり看護者がいないということで、児童相談所における一時保護等の措置を検討することになるかと思っております。

保護した児童につきましては、濃厚接触者ということになりますので、保健所等の指示を受けながら検査を受けたり、あるいは個室での静養等の必要がございますので、他

者との不要な接触はもちろん避けながら対応する必要があるということで、児童相談所の一時保護所の人員ですとか、感染対策の体制強化のために必要な経費を新たに予算措置をしまして、必要な資機材の購入、そして看護師の募集等を今進めているところでございます。そういったところで、やはり看護師がいない場合につきましては、児童相談所での対応、児童相談所がその対応について判断、決定するというので対応を考えているところでございます。

○木村幸弘委員 今のお答えもわかりますけれども、あわせてお伺いした市町村の取り組みの関係です。確かに濃厚接触者という関係での受け入れの対応の仕方も含めて、いろいろとしっかりしていかなければならないわけですが、陸前高田市の場合には事前にきちんとPCR検査を受けた上での前提条件をつけながら、そういった子供さん等を受け入れるということも考え方の中にあるわけですから、そういう意味では同じような考え方に立った子供さんたちの保護にかかわる体制であろうと思うのですが、ぜひ陸前高田市だけの動きにとどめない、全体的な取り組みとしてやはり保健福祉部サイドとして、県としての取り組みが必要になってくるのではないかと思いますけれども、そのところ、部長にお伺いします。

○野原保健福祉部長 こうした子供に限らず、介護を受けている方で、介護している方の御家族が感染症になって、要介護者の方が陰性だったというような場合も当然あり得ます。そうした部分について、我々もきめ細かく支援しなくてはならないと考えておりまして、委員から御紹介があったような陸前高田市の取り組み、非常に我々も有効な取り組みであると思っております。身近な市町村が住民の方々をよくわかっているやいますので、そういったところで地域の特性に応じて対応、検討いただくということは非常に有効な取り組みだと思っております。陸前高田市の事例などにつきましてもほかの市町村でも参考にさせていただきたいと思っております。このような情報提供を含め、いろんな場で事例について御紹介をするなどして、県だけではなくて、専門機関は専門機関でやらなければならないことがありますけれども、身近な自治体の市町村が取り組んでいただくということの有効性もあると思っておりますので、こうした視点で取り組みを広めていきたいと考えております。

○佐々木努委員 私も慰労金の関係で一つだけ質問させていただきますが、質問というよりも要望であるかもしれません。先ほどの本会議やこの委員会の中でもお話がありましたが、保育所の職員さん、あるいは学童保育に従事する方々に対する慰労金、部長の答弁では国全体の考え方としてやるべきだというお話でした。全国知事会としても求めていくというお話はいただきましたし、予算の関係もあるということもその理由だということでもあります。ある法人で介護施設、また障がい者福祉施設、それから保育所を運営しているところがありますが、保育所の保育士さん以外は全部対象になって、なぜ保育所の職員や、保育士さんがもらえないのだと、人様の子供を預かる、もう神経をすり減らして新型コロナウイルス感染症対策をやっているにもかかわらず、差が出てしまうの

が納得できないという声が随分私のところにも入ってきています。クラスターが起きていないとか、起きる可能性が少ないとか理由もあるかもしれませんが、私は同じ福祉施設で働く職員であれば、同等の取り扱いをすべきであるし、国が動けばいいのでしようけれども、県としてもこのことについては少し前向きに考えていく必要があるのではないかと思います。そうでなくても介護職員は不足しているし保育士も不足している状況にあり、これは賃金が非常に低いからということも大きな理由になっているわけであります。さらに慰労金のこういうことがあると、保育士はいつまでたっても認められない、いつまでも安い賃金で働かなくてはならないのだという認識をされてしまい、担い手の不足にもつながっていくと私は思います。国のせいにするのは簡単ですが、岩手県としてそういう方々の、努力にどう報いていくかということを考えていってほしいと私は思うわけなのです。参考までに慰労金の支給を検討されたことがあるのか、あるいは交付額を試算したことがあるのか、支給する可能性を探ってみたことがあるのか、その辺のところを教えていただければと思います。

○野原保健福祉部長 委員御指摘のとおり、同一法人で介護の方には支給されて、保育の方にはされないというのは、心情的には非常に心苦しく感じておりますし、そこは同じ土俵でというふうに我々も考えております。

今もちょっと御紹介がありましたけれども、国のほうでは要はリスク、介護施設、病院というのはやっぱりクラスター、院内感染する率が非常に高い職場である、そういったところで接しているということで、そこで線を引いたという説明をしています。

一方で、心情的にはといたしますか、やはり保育のほうも、地域の方、就業されている方のために学童保育とか保育所を開いてほしいというお願いをしている一方で、なかなかこういった慰労金の対象にならなかったということに関しては、我々もやはり国が制度設計の段階で対応すべきではないかということで提言をしているわけでございます。他県で幼稚園、保育所を支給対象としている例があるのですが、結構県によってばらつきがあります。支援金補助単価も5万円、10万円、ワオンカードだったり、さまざまでございます。そうした中で、他県でどういうことをやっているかということも検討いたしましたし、例えば他県で補助単価の5万円なりということで、補助的な部分で試算もいたしました。1万1,000人ぐらい対象者がいますので、5万円ですと、掛けますと5億5,000万円という試算はしております。そうした中であって、財源の確保、また児童施設にも、ではどこまで広げるのかという部分、公平性、またほかの職種、どこまで対象とすべきか、きちっと検討しなくてはなりません。そうした部分において、公平性の観点から、また一方で我々県財政も考えなければならぬ、財源の確保、そういった中であって、総合的な視点からこうした判断をさせていただいたところでございます。

○千田美津子委員 何点か質問いたしますが、まず障がい者福祉費に関連して二つののですが、一つは、慰労金の給付事業で、今回介護のほうと医療と対象が拡大されたことは本当にいいと思うのですが、実際に申請書を見たときに、支給区分が20万円と5万円

というのがあって、その区分のこともですし、これは6月までの中で10日以上接触した人となっていますが、その後についてはどのような見通しを持っておられますか、その点が一つ。

それから、もう一つは、障害福祉サービス事業所等利用再開支援事業費があります。これは、環境整備に係る経費の補助ということで定額であります。頑張っって施設を運営している方々にとっても非常に期待する補助金なのですが、ただ実際に申請しようとしたら物はいいいけれども、工事費はだめという見解が示されたりして、これは一連のものでありますので、そういうことではないはずなのに、そういう指導があるということをお聞きしましたので、その辺のことはどうなっているのか、この2点についてまずお聞きします。

○菊池障がい保健福祉課総括課長 1点目、慰労金の該当期間は、6月末までということではありますが、これにつきましては国から示されているものでありますので、基本的にこの期間でと考えております。

それから再開支援、感染症対策の継続支援も含めてだと思いますが、今回感染対策のための物品購入でありますとか衛生用品、衛生用品の管理保管室のための居室の設置といったものが対象になっておまして、これも例示ということで国のほうから示されておりますが、その基準の上限がありますので、その範囲の中で適切に執行していただきたいとお話をさせていただいているところでございます。

○千田美津子委員 20万円、5万円の区分はわかりませんか。

○菊池障がい保健福祉課総括課長 障がい関係につきましては、施設で発生をしていないということがありますので、5万円ということになります。例えば業務の中で感染した疑いのある人に接したというような場合は、金額がまた変わるようになります。

○千田美津子委員 今の環境整備、施設整備のことなのですが、確かに上限があるので、全部申請したものが適用になるということではないと思います。ただ、国が示した対象経費の中に、工事請負費もきちんと入っているのに工事請負費はだめだよという、そういう最初から門戸を狭めた指導がなされているということで、現場からはおかしいのではないかということで話がありました。総枠があって、その中でどうしてもこれは認められないよとか、そういうのはわかるのですけれども、対象経費、全体にかかわる経費の申請のときに、これは認められていませんという話があったようですが、国からの対象経費の中に工事請負費も入っておりますので、それらについては指導の仕方かもしれませんが、現場の方々はずごく頑張っって障がい者支援を行っっておられるので、ぜひ前向きにもっともっと頑張ってもらっう意味でも適切な指導をしていただきたいと思っって質問をしましたので、もう一度お聞きします。

○菊池障がい保健福祉課総括課長 ちょっと今手元に正確な要綱等を持っておりませんが、対象としてそういったものがあるということであれば、当然その施設、法人での自己負担というものも出てくるかもしれませんが、国の要綱等に基づいて適切に指導をし

てまいりたいと思います。

○千田美津子委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

次に、老人福祉費の中で、介護施設等衛生環境緊急確保事業費補助として、換気扇の換気設備として簡易陰圧装置を整備するというこの意味合い、どのようにこれからやろうとしているのか、この点お聞きをしたいと思います。

○小川長寿社会課総括課長 簡易陰圧装置でございますけれども、施設の入所者の方々は非常にリスクが高いと言われておりますが、仮に特別養護老人ホームなどで感染者、あるいはその疑いのある方が出たときに、施設の対応とすると蔓延を防ぐということが必要になってくると考えております。そのためには、ウイルスをほかの建物のエリアのほうに出さないという観点から陰圧装置を設置しておいて、疑いのある方をそこでケアをしながら施設内での感染拡大を防いでいくということに資するものというふうに考えているところでございます。

○千田美津子委員 確認ですけれども、おっしゃる意味はわかるのですけれども、例えば疑いのある方はPCR検査とかすることになりますよね。そして、結果が出るまでは、接触者外来を持っている病院とかに入院することになるのではなかったですか。介護施設にそのまま入所しているという話ではなかったと思うのですが、そのこのところをちょっと整理をしていただきたいと思います。

○小川長寿社会課総括課長 ケース・バイ・ケースという部分はあろうかとは思いますが、基本的にはPCR検査の検査結果が出るまでの方は、一般的に自宅とかで待機をお願いするという形になっていると承知しておりますので、例えば入所者であれば、生活の場所である施設のほうにすることが考えられると認識しているところでございます。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 PCR検査を受けられた方は、医師の判断によりますが、疑似症というふうに判断されて、本当に疑いの場合には入院になります。ですが、疑似症とまで判断できないようなときには、御自宅、あるいは元の施設のほうにお戻りいただくというのが一般的でございます。

○千田美津子委員 疑似症というお話があって、私もそういう意味でお話をしたのですが、これからの検査を抗原検査も一緒に進めるとなれば、大体のことはわかるわけですよね、PCR検査の結果が出るまででもその状況がわかるということですが、実はこういう事例があったのです。介護施設の方が保健所に対し、感染者が出た場合は施設はどうしたらいいですかという質問をしたようなのですが、その回答として残念ながら鍵をかけて出ないようにしてくださいと言われてたということです。私もびっくりしてお話をしたら、はっきりわからなかったのですが、結局は疑いがある人はまず待機をしてもらうと。その状況をつくるためにそう言ったのかもしれませんが、聞き方によっては変なことになってしまうので、疑いのある人は自宅待機ということもありました。どの辺まで自宅、それから介護施設、あるいはそういう検査外来がある病院でということになるのかがはっきりしなかったもので、疑いの程度によってそれらは決まるということですよ

しいですか。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 これは、恐らく症状だと思います。せきですとか発熱、それからもしかすると肺炎とかの症状がある場合とか、そういった場合には恐らく疑似症という形で早めに、まだ検査の結果が確定する前に入院ということも考えられると思いますが、発熱だけですとか、せきだけというような場合ですと、そこまでの処置まで必要ないのではないかと判断をするドクターが多いのではないかと考えております。

○千田美津子委員 引き続きよろしくお願ひいたします。

次は、児童福祉総務費に関連して、児童養護施設等衛生用品緊急調達事業費がありますが、これまで児童養護施設は本当に手狭で、大変な状況だったと思うのですが、それらの環境改善の予算がついたということで、非常によかったと思うのですが、どのような改修がなされる予定なのか、やっぱり施設を見てきた者としては非常にかわいそうだなという思いがあったものですから、それらについてどう改修されるのか、その見通しについてお聞きをしたいと思います。

○中里子ども子育て支援室長 児童養護施設等の改修でございますが、今回新型コロナウイルス感染症対応ということでございますので、施設の個室化ですとか、そういったことに向けた改修ということで、本格的に広くするとか、きれいにするというところまではなかなか難しいというふうには考えておりますが、新型コロナウイルス感染症予防、あるいは感染拡大予防、あるいは感染者が出た場合の対応等に向けて準備をしまいたいと考えております。

○千田美津子委員 新型コロナウイルス感染症対応ということで、個室化はそれはそれでいいのですが、せっかく改修されるのであれば、もう少しほかの予算もつけてやればよかったと思いますが、仕方ありませんのでわかりました。

それから、母子福祉費の中で、ひとり親世帯臨時特別給付金給付事業があります。増額になっています。母子家庭については、とりわけ大変な状況があると。そして県内誌でも取り上げられたのが、食事を減らしているという実態も出てきたわけで、この増額とあわせて、現状についてどのように捉えておられるかお聞きをしたいと思います。

○日向特命参事兼次世代育成課長 今般のこの新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴いまして、例えば、母子寡婦福祉資金の取り扱いであるとか、さまざまな国からの取り扱い通知などもございます。また、生活状況としましては、学校の臨時休業だったり、事業所の休業等ということもあって、保護者の状況はかなり変化をするということも想定されたところでございます。こういう状況を踏まえまして、県としましては、毎年8月に児童扶養手当の現況届として提出をいただいているところでございますけれども、こういう機会にあわせまして、広域振興局等に配置をしております母子父子自立支援員が市町村に出向きまして、出張相談会なども行って、例えばどのようなニーズがあるのかとか、困っていることはあるのかというようなものをお聞きしたところでございます。

状況をお聞きしますと、いわゆる生活困窮として今すぐ支援が欲しいという相談はほぼなかったと聞いておりますけれども、中には例えばスポーツ推薦などで進学を希望していたが、大会がなくなってしまったので、就学資金を借りて進学を考えたいというような御相談があったということも聞いております。

今後におきましてもやはりさまざまな状況で厳しさが増すことも考えられますので、状況を注視しまして、各種給付金の受給支援だとか、あとは専門機関への相談につなげていきたいと考えております。

○千田美津子委員 生活困窮という状況は、あまりなかったということでもありますけれども、NPO法人が調査をされたという昨日の新聞の中で、母子家庭の18.2%が食事回数を減らしているという記事がありました。県としても自立支援員がニーズを調査するとか、そういう小まめな対応の中で、いろんなケースがあると思いますが、こういう調査も生かしながら、やっぱり今この新型コロナウイルス感染症の問題でいろんな方々が本当に困っている状況がありますので、ましてや母子家庭等、ひとり親世帯については、小まめな対応をぜひお願いしたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

では、最後の質問にしますが、部長にお聞きをしたいのですが、新型コロナウイルス感染症対策で県として感染者を出さないためのさまざまな周知や、それからいざとなったときに対応できるようなシステムをきちんとつくってこられ、そして必要な病床も確保してきたということで、私はすごく評価をしているわけです。その一方で国の地域医療構想の中で、県もそういう方針のもとで、地域医療構想に基づく病床について検討をしています。特に胆江地域では、過剰と言われた急性期病床をそのままのみにして、実は市立の医療施設は100床削減をするという方針をほぼ決め、県の医療連携会議に報告をする段取りになっています。県立江刺病院も県内で名指しされた10病院の中に入っていて、市の医療懇話会のときは、市の施設100床を削減すると同時に、県の医療施設も削減を検討すべきだという意見が出されたりして、本当にそれでいいのだろうかとは傍聴していてすごく感じました。いずれ新型コロナウイルス感染症の問題でどのようになるかわからない、そしてこれからインフルエンザと両方の対応が求められるというときに、地域で話し合うのはそれはそれで大事なことでありますけれども、国も県も一生懸命病床を確保し、そしてその対応をきちんととろうとしているときに、急性期病床を減らせと、しかも100床減らせということは非常に、地域住民としてもみんな驚いているのです。これについてこれからの段取りは県が進める会議になるのですが、部長はどのようにお考えでしょうか。

○野原保健福祉部長 まず、地域医療構想については、国のほうからことし9月末までに一定の構成を出すという方針が示されていたのですが、新型コロナウイルス感染症の対応等もありまして、御案内のとおり公立病院、多くが感染症病床を持っていたりとか、感染症対応に当たっています。そうした中であって、この対応の方向性について、まだ

いつとは示されていませんが、ことし9月というのではなくて、先延ばしということになっているところがございます。

先ほど申し上げたとおり、多くの公立病院、地域の病院については感染症指定医療機関だったり、あとは新型コロナウイルス感染症の入院の対応をしている医療機関も多くございます。現実県内の医療機関でも多く、今回リストアップされている中での対応をいただいている病院がございます。

全国的にもそのような状況でございますので、国のほうで例えば感染症対策などについても、例えば医療計画に位置づけるとか、そういった意見、議論などが出ていると承知しておりますので、そういった感染症対策の側面、また公立病院改革の側面、指定地域医療構想として将来の地域の医療提供体制をどうしていくのか、三つの視点で少しまた論点というのが整理されるものと理解はしておりますので、そういったものを見ながら進めてまいりたいと思います。県から各病院に急性期病床を減らせという話は一切してはおりませんし、そういった形で捉えられたとすると残念な気持ちもあるのですが、あくまでもやはりこれから人口減少があり、高齢化も進む、疾病構造も変わります。今の提供体制でいいのか、将来どう地域でやっていくのかという議論はやはり地域で必要でございますので、そういった視点で各病院なども当事者意識を持っていただいて、お互いにやっていくことだと理解しておりますので、今後ともそういった視点で基本的には進めてまいりたいと思います。

○**小林正信委員** 私もひとり親家庭の特別給付金についてお伺いしたいのですけれども、この給付金はたしか2回に分けて追加という形で給付になると思います。他県でこの2回目の給付について、証明書類は要らなくて、申告だけで2回目の給付がオーケーだと国からの通知で行っていると思うのですけれども、県内の自治体では証明書類を求めたりとか、所得証明みたいなものを求めたりしている自治体があるようなのですけれども、岩手県内においてはその2回目の追加給付のときにはどのような対応をしているのかという点を伺いたいと思います。

○**日向特命参事兼次世代育成課長** ひとり親家庭に対する臨時特別給付金ですけれども、支給の方法が、今委員から御紹介があったとおり二つありまして、一つは今現在児童扶養手当を受給している方に対して、これは申請なしで給付をしますよというのが一つ、もう一つは家計等が急変して収入が減少した方に対しては、申請をいただいて給付をするというものでございます。今御紹介にありました申請をしていただくほうの給付につきましては、基本的には様式上は自己申告をしていただくことで対応すると国からは通知が来ております。ただ、内容がわからないだとか、あるいは持参をしてきましたと、通常の収入だったときのものと、あとは減少したものをわかるように書類を添付していただく方も中にはいますけれども、基本的には国が示しているとおりのやり方で岩手県としては事務を進めることにしております。

○**小林正信委員** わかりました。ほかの自治体では、国の基準と違った対応をしていた

自治体もあったようなので、まず国の方針に従い全てのひとり親家庭の皆さんに給付金が行き届くような対応をしていただきたいと思います。

もう一点が慰労金に関係なのですけれども、働いている方は慰労金を欲しいと思っていても、例えば施設が申請をしてくれないとか、そういったお声もあったようです。厚生労働省のコールセンターのほうにも慰労金の申請を職員が希望しているのに事業所、施設が申請をしてくれないとか、あるいは派遣労働者や受託事業者の分も申請をしてくれないという声が届いているようなのですけれども、岩手県としてはこういった状況を把握しているのでしょうか。例えば介護分であったら、全ての介護施設にしっかりと慰労金が届くような体制になっているのか、あるいは事業者が申請をしないようなケースもあるのか、医療機関でもそのようなケースがあるのかお伺いしたいと思います。

○**浅沼特命参事兼医務課長** まず、医療機関の状況でございますけれども、医療機関については特にそのようなお問い合わせなり相談は、現時点では承知しておりません。医療機関の関係ですと、例えば医師会とか歯科医師会にも周知の御協力をいただきまして、医療機関、施設ごとに対象者の方に申請をしていただくようお願いと周知に努めているところでございます。

○**小川長寿社会課総括課長** 介護施設に関してでございますけれども、今委員のほうからお話があったとおり、国のほうのコールセンターにそのような相談があったと国から連絡をいただいております。国から改めて今回の慰労金の趣旨を理解していただいて、施設のほうに協力をいただくという趣旨の事務連絡等をいただいておりますので、県としてもこの事務連絡を各事業所、施設のほうには改めて趣旨を理解していただき、対象の方には漏れなく給付できるよう再度周知を図ったところでございます。また、個別にもメール等で御相談いただいている部分もございますので、個人での申請という手法もあることから、その辺もやりとりの中で事務手続などアドバイスをしながら対応している状況です。

○**菊池障がい保健福祉課総括課長** 障がい者の関係施設につきましては、今のところそのような声は聞いておりませんので、いずれ今後引き続き事業所等で対応するように周知をしていきたいと考えております。

○**小林正信委員** 要するに、施設が申請をしなくても個人で申請できる制度設計になっているということによろしいですか。

○**小川長寿社会課総括課長** 制度上そうなっていると、原則としては就労した事業所を通じて申請をしてくださいとお願いを申し上げておりますが、例えば、今現在退職されていて施設にいらっしゃらない方とかもあるので、本来はそういう方向けの手法として、個人単位での申請も残っているものでございます。

○**小林正信委員** わかりました。そういった制度も使いながら、できれば漏れなく皆さんに慰労金が給付されるような取り組みを進めていただきたいと思います。

あと、この慰労金以外の包括支援交付金の部分で、介護分なのですけれども、慰労金

以外のさまざまな支援金の部分があると思うのですが、この部分についてはたしか岩手県では事業所からこれくらいのお金がかかったと報告をいただいてからお金を支払う手法を選んでいると思います。そうすると事業所にこの支援金が行き渡るのが遅くなるのではないかという懸念があるのですけれども、その部分について以前お伺いした時は検討中ということでしたが、現在はどのような検討がされているのかお願いします。

○小川長寿社会課総括課長 慰労金以外のいわゆる事業所への補助金などの支援交付金の関係でございますけれども、これにつきまして岩手県も概算払いで進めておりまして、8月の中旬から支援金を含めた申請受け付けを開始しているところでございます。

○小林正信委員 初めは精算払いになるとお聞きしたので、大丈夫かなと思っていたのですけれども、そのように検討していただいてよかったです。

あと、私もビッグデータ活用事業についてお伺いしたいのですけれども、先ほど市町村と連携するとお話がありましたが、既に市町村でも、例えば盛岡市だとドラッグストアや、ベンチャー企業と連携してビッグデータを集めているとか、あとは八幡平市とか、遠野市でも同じような取り組みをされていると思うのですけれども、この市町村との連携というのは既に取り組みを進めているところと連携していくという考え方でよろしいでしょうか。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 この市町村は、どちらかといえばもっと小規模な市町村を想定しております。小規模な市町村ですとなかなか自前ではできないところもございますので、小さめの町村と連携をした上で取り組みを進めて、横展開につなげていこうという考え方でございます。

○小林正信委員 今やっているところはやっていただいて、それ以外のなかなか予算的に難しいところに県がサポートを入れていただく形になるのかなと思います。ただ、せっかくですので、ビッグデータという意味では、先進的に取り組んでいる市町村は集めておられると思いますので、ビッグデータの活用の連携等はぜひ行っていただきたいと思います。その集めたビッグデータをどのように活用するかお考えがあればお伺いしたいと思います。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 委員御指摘のとおり、いろんな市町村で行われている取り組み等々とうまく連携していければと考えております。

それから、今回のパイロット事業といいますか、モデル事業につきましては、個別の医療情報ですとか健診情報をまず自分で見えるような形を想定しております。そういったものから自分の健康への取り組み、気づきとか、行動変容といったものにつなげるという中身でございまして、できるだけ医療費に負担をかけない、そして自分の健康を自分で管理していくというものに育てていきたいと考えております。

○小林正信委員 アプリを新たにつくって県で管理するという形なのでしょうか。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 新しいア

プリも考えております。そういったものを検討しながらノウハウといったものをほかからも持ってくるし、今県と市町村で連携してつくることから育てていくというようなことを考えております。

○**小林正信委員** 高齢者をターゲットにしてやっていると思うのですがけれども、新聞報道だと神奈川県では、もう既に全世代に対応したアプリをつくって、健康対策、医療をやっているという部分もあるので、そういった他自治体の取り組みも参考にさせていただきながら、また、ヘルスケア産業にも今後県としても力を入れていくとのことでしたので、ヘルスケア産業のベンチャーなどもさまざま協力ができるところがあるのであれば、そういった部分の後押しにもなるのではないかと思います。

最後に、木村委員がおっしゃった部分で、先ほどのケースは御両親が新型コロナウイルス感染症にかかってしまった場合にお子さんをどうするかという部分だと思うのですが、今回 10 歳未満の子供さんが感染されたということで、その 10 歳未満のお子さんに対して具体的にどのような対応をしたのか、もしそれを公表できるのであれば教えていただきたいと思います。それから私が質問させていただいた回答に、例えば子供さんが赤ちゃんだったときとか、そういう場合は看護師を派遣するような体制も考えているということでしたけれども、今後そういった乳幼児または幼児、10 歳未満のお子さんに対して完全看護という形にはなると思うのですが、そういう看護師をしっかり応援していくような体制づくりというのはどこまで進んでいるのかお伺いしたいと思います。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** 10 歳未満のお子さんの例でございますが、直近の例で申し上げますと、親御さんも入院されていたということもございましたので、同じ医療機関において一緒に入院されておりました。もちろんそれぞれに看護体制はとっておりました。それ以上は申し上げられません。

看護師の派遣等々についてでございますが、これが県立病院であれば県立病院間での派遣応援は現在もしていると聞いております。それ以外に例えば民間の病院、公的な病院等々については、看護師あるいは医師の派遣というスキームは構築しておりますが、現段階においてそういったスキームを使った派遣行為には至っておりません。

先ほど質疑のところでも申し上げましたけれども、小児科の専門医がオンラインで診療応援をしたという事例はございます。

○**小野共委員** 1 点だけ確認させていただきたいと思います。

予防費の新型インフルエンザ患者入院医療機関等設備整備費補助については、新型インフルエンザ患者の受け入れに関する設備機器等の整備に関する経費と提出予定議案等説明会で話がありましたが、この 18 億円について今この時期にどのようなものが対象になっているのか聞かせていただきたいと思います。

○**工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監** 今回の一番大きなところが重点医療機関に対する設備整備でございますが、これは例えば超音波

画像診断装置ですとか、血液浄化装置ですとか、CTといったものを想定しております、これまでの入院の設備ですと人工呼吸器ですとか、簡易陰圧装置といったものでしたけれども、もうちょっと高度な設備について予算措置をしようとするものでございます。

○小野共委員 エクモなんかはどのようなのですか。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 エクモにつきましては、今回2台ほど想定しています。

○小野共委員 先ほどその重点医療機関への設備の設置というお話がありました。以前エクモは8病院で15台あるという資料をいただきましたが、その2台というのはどこに設置するのでしょうか。

○工藤医療政策室長兼保健福祉企画室総括新型コロナウイルス感染症対策監 この2台につきましては、重点医療機関ではございませんで、高度な医療提供を行うこととしている大学病院等々に設置する予定としております。

○小野共委員 わからないことがあったので、お伺いしたいのですが、エクモが設置してある8病院の15台ですが、今現在、陽性の患者さんが感染症指定医療機関に入院した場合、そこにエクモが設置されていて、重症になった患者さんは重点的に治療をされるのだらうと思っていたのですが、調べてみると感染症指定医療機関九つの病院のうち、盛岡市立病院、県立遠野病院、北上済生会病院、奥州市総合水沢病院、県立千厩病院、県立宮古病院、県立一戸病院にはエクモが設置されていないという状況になっています。感染症指定医療機関にエクモが設置されていないということは、そこにいる患者さんが重症化した場合、どのように使用されるのか基本的なところを教えてくださいと思います。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 岩手県では、医療体制検討委員会というところで医療体制のあり方について検討しておりますが、患者さんの重症度に応じて医療機関が役割分担をしているところでございます。エクモ等の治療が必要な方は最重症患者と位置づけておまして、そういった場合についてはエクモを複数台運用できる岩手医科大学附属病院、または県立中央病院のほうに転院していただいて、そちらで治療をするというような役割分担を図っているところでございます。

○小野共委員 そうすると、例えば沿岸とか県北にある病院に入院している重症の患者さんが、エクモを使用する必要があるとなったときには、岩手医科大学附属病院もしくは県立中央病院のほうに転院してもらうということですか。

○吉田特命参事兼新型コロナウイルス感染症対策監 重症化しそうな患者さんについては、あらかじめ病院間で調整をとりながら転院するというようなところでございます。エクモについても重症化しそうな場合については、そういった医療機関のほうで治療を進めるというようなことでございます。

○菊池障がい保健福祉課総括課長 先ほど千田委員の御質問の中で、障がい福祉サービ

事業者の感染対策の支援事業費なのですが、国の要綱上確かに工事請負費が入っておりますが、申請の様式にはそれがないということでその点を国から確認をし、周知をしていきたいと考えております。

それから、慰労金の中で、20万円の区分で、私先ほど感染が疑われる医療者と御答弁をいたしました。正確には濃厚接触者である医療者ということであり。訂正をさせていただきます。

○**神崎浩之委員長** ほかに質疑はありませんか

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**神崎浩之委員長** 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって保健福祉部関係の議案の審査を終わります。

保健福祉部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、医療局関係の議案の審査を行います。議案第2号令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○**小原医療局次長** 令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

議案（その1）の7ページをお開き願います。議案第2号令和2年度岩手県立病院等事業会計補正予算（第3号）ですが、これは新型コロナウイルス感染症の影響による収益の減少等に対応するため、空床補償である新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金等による増並びに減収対策として特別減収対策企業債の借り入れ、新たな日常に対応するためのソフトウェア、備品等への整備に伴う収入及び支出の増等について補正しようとするものです。

まず、第2条の業務の予定量についてですが、患者数につきましては新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少によりまして、年間延べ患者数を入院は107万9,000人、外来は162万8,000人とそれぞれ見込むものです。

第3条の収益的収入及び支出、次の8ページの第4条資本的収入及び支出につきましては、後ほど予算に関する説明書により御説明いたします。

第5条、企業債につきましては、新型コロナウイルス感染症による減収の対策として、

特別減収対策企業債 40 億円の借り入れを行うため、起債の目的及び限度額を補正しようとするものです。

第 6 条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、給与費の補正に伴う所要の調整を行うものです。

それでは、予算に関する説明書の 49 ページをお開き願います。補正予算の実施計画につきまして御説明いたします。初めに、収益的収入及び支出についてです。収入ですが、第 1 款病院事業収益、第 1 項医業収益、1 目入院収益 63 億 3,800 万円余の減額及び 2 目外来収益 15 億 8,600 万円余の減額は、新型コロナウイルス感染症の影響による患者数の減少によるものです。

3 目その他医業収益 1 億 7,600 万円余の減額は、同じく新型コロナウイルス感染症の影響による公衆衛生活動収益等の減少によるものです。

第 2 項医業外収益、2 目補助金 40 億 6,100 万円余の増額は、空床補償である新型コロナウイルス感染症入院施設等確保事業費補助金の増加によるものです。

3 目負担金交付金 9,000 万円余の増額は、一般会計負担金の増額によるものです。

第 3 項特別利益、1 目その他特別利益 15 億 5,700 万円余の増額は、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症対応慰労金等の財源を補正するものです。

50 ページをお開き願いまして、支出ですが、第 1 款病院事業費用、第 1 項医業費用、1 目給与費 9,000 万円余の増額は、新型コロナウイルス感染症対応に係る超過勤務手当及び特殊勤務手当を補正するものです。

第 4 項特別損失、1 目その他特別損失 15 億 5,700 万円余の増額は、医療従事者等への新型コロナウイルス感染症対応慰労金等を給付するための予算を補正するものです。

続いて、51 ページに参りまして、資本的収入及び支出につきまして御説明いたします。まず、支出から御説明いたしますが、第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費 2 億 5,800 万円余の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、新たな日常に対応するため、ソフトウェア、備品の購入費等を増額するものです。この財源として、上の段、収入ですが、第 1 款資本的収入、第 2 項負担金 2 億 5,800 万円余の一般会計負担金を補正するものです。

なお、53 ページ以降の変更予定キャッシュ・フロー計算書、給与費明細書等につきましては、ただいま説明いたしました予算の補正に伴う変更でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○神崎浩之委員長 ただいまの説明に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○神崎浩之委員長 御異議なしと認めます。よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって、付託案件の審査を終わります。

以上をもって、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。御苦労さまでした。